上下水道料金等の改定に係る 住民説明会

令和 6 年 1 月 2 1 日 大槌町 当町の水道事業は、震災等の影響により経営が厳しい状況となりながらも、町民の皆様の生活再建を第一に考え、上下水道料金等の改定を見合わせておりました

これまでの当町の上下水道料金等の状況

上下水道機能の安定的な提供を持続的に行っていくためには・・・



上水道事業会計、下水道事業会計が共に**安定した経営**を行い、 **将来世代への負担を軽減**していくことが不可欠です。

その一方で・・・

主に以下の理由から、上下水道機能の安定的かつ持続的提供が難しくなってきています。

- ▶ 少子高齢化の進行や東日本大震災による町内人口の激減により、将来、ほぼ確実に水需要が減少する
- ▶ 水道施設の老朽化の進行により、その更新や耐震化の必要性が増してきている

こうした社会経済状況下においても・・・

当町の水道事業では、長年黒字経営を続けておりましたが、震災による施設被害や給水人口減少などの影響により、経営が厳しい状況となりました。

しかしながら、上下水道料金等の改定を見合わせておりました。 これは、震災からの町民の皆様の生活再建を第一に考えたためです。

想定している水道料金及び下水道使用料の改定についてご説明いたします

上下水料金等改定の必要性

以下の状況から、東日本大震災からの町民の皆様の生活再建への一定の目途が見てとれる段階にきたと考えられます。

- ▶ 東日本大震災津波からの復旧・復興事業のうちハード整備の完了。
- ▶ 町民の皆様の住宅再建についても、住宅の建築や災害公営住宅への入居が概ね完了。



町民の皆様の生活を支える最も大切な水が将来にわたり安定的に提供されないようになることは避けなければなりません。

「公営企業」である水道事業及び下水道事業は企業として独立採算が求められており、料金、使用料収入により事業運営することが原則となっているため、安易に税金に頼ることはできません。また、企業債といわれる借入金も多額となっており、施設の更新費用等に充てるため多額の借入をすることは将来につけを残すこととなります。

そのため、水道料金は**令和8年4月に約30年ぶりとなる改定**を、下水道使用料は**令和7年4月に 初めてとなる改定を**、それぞれ予定しています。

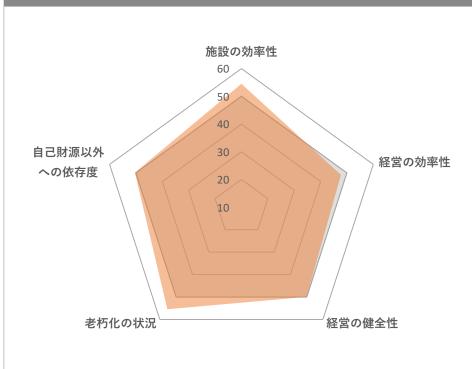
現在、水道事業は経営の効率性が低く、今後の管路更新に備えた資金確保が課題です

水道事業の状況

グレー:比較対象とした県内6団体の平均

橙色:大槌町

重要指標の比較(比較対象とした県内6団体(注)を50とした時の大槌町の実績)



※地方公営企業年鑑(令和3年度)をもとに集計

【指標の説明】

- ✔ 経営の効率性・・・効率的に収益を生み出せているか
- ✔ 経営の健全性・・・経営状況が悪化していないか
- ✓ 老朽化の状況・・・既存施設の老朽化が進んでいないか
- ✓ 自己財源以外への依存度・・・借入金に依存せずに経営できているか
- ✔ 施設の効率性・・・既存施設を有効活用できているか

(注)比較对象自治体:宮古市、山田町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、遠野市

【分析結果】

- 経営の効率性が弱みになっており、<u>適正な料金</u> 収入の確保及び給水に係る費用の削減</u>が必要 です。
- 経営の効率性低下の原因として漏水が問題となっており、この対策のために必要な継続的な管 路の維持管理及び適時な更新に備えて、資金を 確保することが求められます。
- 給水収益に対する企業債残高の割合が上昇しています。そのため、<u>償還に充てるための資金の必要性が今後増えていく</u>と考えられます。
- 以上より、料金収入の増加や支出の削減等により、企業債償還及び管路の新規・更新投資に必要となる資金を確保することが重要と考えられます。

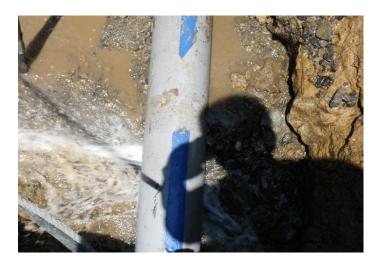
漏水破損を防ぐため、継続的な管路の維持管理及び適時な更新が必要です

漏水破損した配水管の例









次に挙げる配水池や浄水場建屋などの耐用年数は一般的に60年とされており、 将来的に更新が必要となります

将来更新が必要となる施設の例



昭和57年築 吉里吉里第1配水池(PC造 容積= 603㎡)



昭和55年築 小鎚浄水場発電機室(RC造 面積=30.0㎡)



昭和49年築 金沢配水池(RC造 容積=81.2㎡)



昭和59年築 白銀浄水棟(RC造 面積=13.1㎡)

下水道事業は、平均以下の項目が多く、早急な収支の改善が課題です

下水道事業の状況

グレー:比較対象とした県内7団体の平均

緑色:大槌町

(注)比較対象自治体:釜石市、大船渡市、遠野市、雫石町、岩手町、金ヶ崎町、久慈市





※地方公営企業年鑑(令和3年度)をもとに集計

【指標の説明】

- ✔ 経営の効率性・・・効率的に収益を生み出せているか
- ✔ 経営の健全性・・・経営状況が悪化していないか
- ✓ 老朽化の状況・・・既存施設の老朽化が進んでいないか
- ✓ 自己財源以外への依存度・・・借入金に依存せずに経営できているか
- ✔ 施設の効率性・・・既存施設を有効活用できているか

【分析結果】

- 指標全体を通して、<u>平均以下の項目</u>が多くなっています。
- 震災により被害を受けた施設の修復等に伴う多額の借入により、事業の規模に対して企業債残高の割合が高くなっており、今後の企業債償還のために十分な資金を確保する必要があります。
- 経営の効率性及び健全性が弱みになっており、 <u>適正な使用料収入の確保による収支の改善</u>及 び汚水処理に係る費用の削減が必要です。

当町ではコスト削減による経営健全化の取組を継続的に進めていますが、厳しい 財政状況には変わりません

費用削減の取組

① 経費の削減 (水道事業・下水道事業)

管理方法の見直しによる委託業務費用の削減や、 料金等徴収方法の統合、組織のスリム化等により 経費を削減

② 岩手県水道広域化推進プラン (水道事業)

水質検査業務や施設維持管理業務の共同委託等 による委託費用削減の実現に向けて、協議を継続 ③ 岩手県汚水処理事業広域化·共同化計画 (下水道事業)

維持管理費の縮減や施設更新費用低減の取組として、近隣団体と汚泥処理や処理場等の維持管理の共同化等について検討中

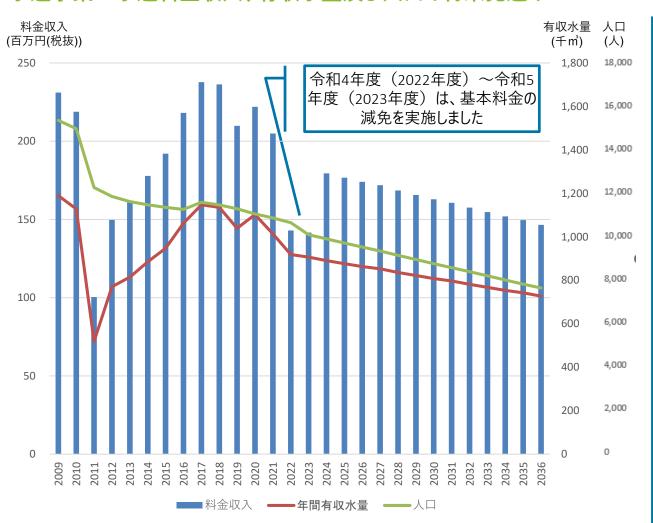
④ 法適用による財政の可視化(水道事業・下水道事業)

法適用を行ったことにより財政の見える化が実現し、 効率的な経費削減が可能

<u>このようなコスト削減による経営健全化の取組を今後も継続して進めていきます</u>が、これらによっても<u>更新投資に</u> <u>必要な多額の財源(資金)の確保は困難</u>な状況です。

将来を見据えると、当町は、人口減少に伴う有収水量の減少により、令和18年度には 料金収入は大幅に減少します

水道事業 水道料金収入、有収水量及び人口の将来見込み



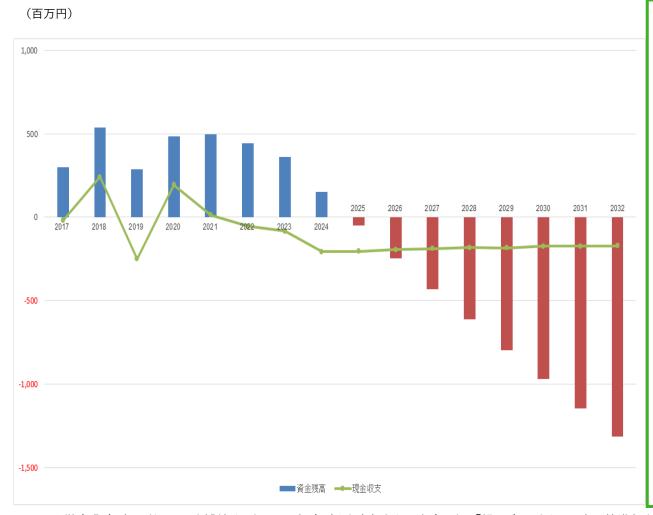
【分析結果】

- 人口減少に伴い、<u>有収水量※</u> <u>は将来にわたって減少し続ける</u> ことが見込まれます。
- 令和18年度(2036年度)には、<u>料金収入は、減免を実施していない令和3年度と比べて7割まで減少</u>します。
- これ以降も料金収入は減少が 予想され、このままでは<u>水道が</u> <u>維持できなくなる恐れ</u>がありま す。

※実際に町民の皆様に使用され、料金収入が得られた水量のことです。

下水道事業は税金等による財源不足の補填がない場合、令和7年度には資金残高がマイナスとなる危機的状況です

下水道事業 現金収支及び資金残高推移



【分析結果】

- 人口減少に伴う使用料収入の減少や企業債償還に伴う支出の増加により、<u>令和7年度(2025</u>年)には資金残高がマイナスとなります。
- その後も<u>現金収支のマイナスが継続し、資金残高のマイナスは拡大</u>します。
- 不足分は税金等から補填されるため、<u>下水道以外で必要な住民</u>サービスに十分なお金が使えなくなる恐れがあります。

いずれも基準外繰入金※がない場合の試算

※公営企業会計の財源不足を補填するために一般会計から支払われる資金である「繰入金」のうち、一定の基準額を超えて支払われるものです。

審議会では令和6年4月の改定が答申されましたが、町民の皆様の負担を考慮し、段階的な引上げとする予定です

審議会での検討結果のポイント

項目	改定のポイント					
(1)水道料金·下	水道使用料の改定について					
① 改定の実施時期と改定率	◆ 「水道料金は、令和6年4月」より約25%引上げが妥当。 ◆ 「下水道使用料は、令和6年4月」より約45%引上げが妥当。					
(2)水道料金·下	水道使用料体系の見直しについて					
① 体系	◆ 水道料金は用途別(※1)を維持しつつ、営業用と団体用を 統一します。共用は、一般用に集約し廃止します。 ◆ 下水道使用料は変更ありません。					
② 料金	◆ 基本料金、超過料金共に、水道は25%程度、下水道は45% 程度引き上げます。					
③ 基本水量(※2)	◆ 基本水量の引き下げは少量利用者への影響が大きいため見送りました。					
(参考) 今後の水道の体系	◆ 負担の公平性の観点から、口径別(※3)に統一することが望ましいとされていますが、利用者への影響が過大なものとなる懸念から、今回は見送りました。◆ 将来的には、口径別に統一することを検討します。					

※1使用する用途(例:一般用、営業用、団体用、湯屋用等)により料金を設定するものです。



令和6年度の料金 等改定は町民の皆 様の負担が大きくな ることを踏まえ、検討 の結果、<u>水道料金</u> は令和8年4月、下 水道使用料は令和 7年4月に引上げ予 定です

当町としても、根本 的な対策を検討する ことで、一層のコスト 縮減を図ります

^{※2} 設定した一定水量を付与することで、その範囲内での使用に対して、定額の基本料金のみを負担させるものです。

^{※3}メーターの口径別に異なる基本料金を設定するものです。

改定後の水道料金表は下記のとおりです

(給水料金)

【現行】

L'OUTS A				
用途	区分	基本水量	基本料金	超過料金
一般用		<u>10</u> m³	1,400	160
営業用		15 m ³	3,100	220
団体用	口径13mm	10 m³	1,700	220
	口径16mm以上	20 m³	3,600	220
湯屋用		200 m³	11,200	160
共用		10 m³	1,200	160
プール用		1m³	240	240
臨時用		1m³	250	250
鑑賞用		10 m³	6,400	860
船舶用		1m³	350	350

(メーター使用料)

円

口径	地下式	遠隔式
13mm	160	370
16mm	190	_
20mm	220	450
25mm	240	460
30mm	380	600
40mm	430	650
50mm	2,000	2,600
75mm	2,560	3,000
100mm	3,400	3,600
150mm	5,200	6,100

【改定後】

用途	区分	基本水量	基本料金	超過料金
一般用		10m³	1,750	200
営業用・	口径25mm未満	10 m ³	3,300	280
団体用	口径25mm以上	15 m³	4,600	280
湯屋用		200 m³	14,000	200
プール用		1m³	300	300
臨時用		1m³	310	310
鑑賞用		10 m³	8,000	1,080
船舶用		1m³	440	440

[※] 営業用と団体用を統一、共用は一般用に集約し廃止

口径	地下式	遠隔式
13mm	200	460
16mm	240	_
20mm	280	560
25mm	300	580
30mm	480	750
40mm	540	810
50mm	2,500	3,250
75mm	3,200	3,750
100mm	4,250	4,500
150mm	6,500	7,630

県内団体との比較における料金改定後の水道料金は以下のとおりです

県内団体との水道料金比較表(1か月) (一般用口径20mmで20mg使用時・地下式メーター使用料を含む・税抜)

No.	団体名	料金	No.	団体名	料金
1	軽米町	4,740円	15	九戸村	3,757円
2	二戸市	4,715円	16	陸前高田市	3,750円
3	一関市	4,676円	17	奥州市	3,650円
4	遠野市	4,600円	18	岩泉町	3,580円
5	岩手町	4,546円	19	滝沢市	3,414円
6	平泉町	4,530円	20	盛岡市	3,230円
7	雫石町	4,511円		大槌町(現行)	3,220円
8	洋野町	4,100円	21	八幡平市	3,160円
9	久慈市	4,050円	22	葛巻町	3,120円
10	大槌町(改定後)	4,030円	23	山田町	3,080円
11	矢巾町 🖊	3,970円	24	西和賀町	3,050円
12	岩手中部水道企業団	3,950円	25	釜石市	2,920円
13	一戸町	3,890円	26	宮古市	2,860円
14	大船渡市	3,886円	27	金ヶ崎町	2,400円

+810円の引上げになります

料金改定による営業用及び団体用の水道料金増加額の例です

営業用及び団体用における水道料金増加額(1か月) (20㎡使用時・地下式メーター使用料を含む・税抜)

用途	口径	現行	改定後	増加額
営業用	13mm	4,360円	6,300円	+1,940円
	20mm	4,420円	6,380円	+1,960円
	25mm	4,440円	6,300円	+1,860円
団体用	13mm	4,060円	6,300円	+2,240円
	20mm	3,820円	6,380円	+2,560円
	25mm	3,840円	6,300円	+2,460円

[※]改定後は、営業用と団体用の料金体系が統一されます。

[※]口径25mmを超える場合、メーター使用料を除いて、口径25mmと同額になります。

改定後の下水道使用料表は下記のとおりです

(水道水を使用した場合)

【現行】

区分	排除汚水量		使用区分	
		一般用	浴場用	臨時用
基本使用料 (1月につき)	~10㎡まで	1,200	1,200	
,	10㎡を超え20㎡まで	120	60	180
	20㎡を超え30㎡まで	130		
従量使用料	30㎡を超え40㎡まで	140		
(1m ³ につき)	40㎡を超え50㎡まで	150		
(1111112)2)	50㎡を超え100㎡まで	160		
	100㎡を超え500㎡まで	180		
	500㎡を超えるもの	200		

(水道水以外の水を使用した場合又は 水道水と水道水以外の水を併用した場合)円

人数	認定汚水量	使用料 (1月につき)
1人	6m³	1,200
2人	12 m³	1,440
3人	18 m³	2,160
4人	23 m ³	2,790
5人	27 m³	3,310
6人	30 m³	3,700
7人	32 m ³	3,980
8人以上	33 m³	4,120

【改定後】

区分	 排除汚水量		使用区分	
	3711377 3 3 1	一般用	浴場用	臨時用
基本使用料 (1月につき)	10㎡まで	1,740	1,740	
	10㎡を超え20㎡まで	170	90	260
	20㎡を超え30㎡まで	190		
没是估 用划	30㎡を超え40㎡まで	210		
↓ 従量使用料 (1㎡につき)	40㎡を超え50㎡まで	230		
(11111c Je)	50㎡を超え100㎡まで	250		
	100㎡を超え500㎡まで	270円		
	500㎡を超えるもの	290円		

. 人数	認定汚水量	使用料 (1月につき)
1人	6m³	1740
2人	12 m³	2,080
3人	18㎡	3,100
4人	23 m³	4,010
5人	27 m³	4,770
6人	30 m³	5,340
7人	32 m³	5,760
8人以上	33 m ³	5,970

県内団体との比較における使用料改定後の下水道使用料は以下のとおりです

県内団体との下水道使用料比較表(1か月)(一般用で20㎡使用時・税抜)

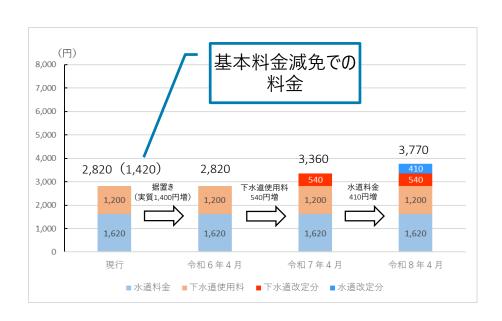
No.	団体名	使用料	No.	団体名	使用料
1	金ヶ崎町	4,600円	17	雫石町	2,800円
2	洋野町	4,040円		宮古市	2,800円
3	軽米町	4,000円	19	滝沢市	2,780円
4	一戸町	3,800円	20	山田町	2,618円
5	大槌町(改定後)	3,440円	21	西和賀町	2,600円
6	紫波町	3,300円		八幡平市	2,600円
7	平泉町	3,200円		花巻市	2,600円
8	北上市	3,104円	24	岩泉町	2,500円
9	陸前高田市	3,100円		大船渡市	2,500円
	一関市	3,000円		久慈市	2,500円
10	奥州市	3,000円		九戸村	2,500円
10	釜石市	3,000円		大槌町(現行)	2,400円
	二戸市	3,000円	28	遠野市	2,375円
15	岩手町	2,922円	29	盛岡市	2,232円
16	矢巾町	2,875円	30	葛巻町	1,500円

+1,040円の引上げとなります

水道と下水道を合算した料金等は、段階的に引き上げ、町民の皆様に過度な負担とならないように配慮します

引上げイメージ(一般用)

例)口径20mm、10㎡使用時



例)口径20mm、20㎡使用時



改定後も様々な取組を進めていき、5年を目安に料金等の適正水準を検証します

答申の付帯意見

項目	内容
①継続的な投資・経営の効率化の取組の 必要性について	今回の改定で財政逼迫がすべて解消されるわけではないため、絶えず計画内容の見直しを行い、施設のダウンサイジング、漏水対応等、根本的な対策の検討が必要です。 5年を目安に適正な水道料金や下水道使用料の水準について検証する必要があります。
②料金改定等に関する町民への配慮について	水道料金の改定は約30年ぶり、下水道使用料については平成9年度供用開始以来、初めての改定となることから、料金改定の必要性を理解してもらえるよう説明する必要があります。

町民の皆様の生活を支える最も大切な水が将来にわたり安定的に提供されるよう、 水道料金、下水道使用料の改定について 皆様のご理解、ご協力のほど、どうぞよろしく お願いいたします。

お問い合わせ先

大槌町上下水道課

https://www.town.otsuchi.iwate.jp/gyosei/chosei/soshiki/suido/

TEL:0193-42-8719